

一八一二〇世紀の江西省農村における 社倉・義倉についての一検討

森 正 夫

目 次

は し が き

一 毛澤東「興國調査」における義倉

二 清朝國家の社倉・義倉政策

1 一八世紀の場合

2 一九世紀の場合

三 農村社會における義倉形成の一典型

四 太平天国直後の興國縣における義倉の設立

む す び に 代 え て

は し が き

中國革命の中心的課題の一つとして遂行された土地改革が、前進しつつある中國の社會主義の特質を理解するために、長期にわたって歴史的に形成されてきた中國社會の性格を明らかにするためにも重要な研究対象であることは、多くの人々の認めるところであらう。後者の意圖からなされた先驅的な仕事である、旗田巍の論文「中國土地改革の歴史的性

格」が、發表後四半世紀を経た今もなお、私たちに示唆する所少くないこと自體、土地改革研究のもつ意義を示している。小山正明は、最近改めて「中國封建制研究の弱さ」を卒直に指摘しているが、筆者もこうした「弱さ」を擔い、それを克服しようと考えている一人として、土地改革から多くを學びたいと思っている。

土地改革には、土地所有、階級構成、共同組織、再生産構造、階級支配、階級闘争、意識の諸形態等々、近代以前の段階から中國農村社會が繼承してきたさまざまな問題が含まれている。筆者は、たまたま數年前、毛澤東が土地革命期の實踐上の要請から一九三〇年に實施した調査にもとづいて、翌三一年初頭に整理した「興國調査」の原典^⑤にはじめて接し、不學故に具體的内容を知らなかったこの文獻が、叙上のすべての問題にかかわる包括的な性質をもっていることを認識した。その中には、一三〇一八世紀に即して若干の作業をしてきた、直接生産者農民の再生産の維持の保障が在地の農村社會でどのように行なわれてきたか、という筆者の年來の課題に關連し、かつこうした保障の機構が階級支配とどのように結びついているか、という課題にもかかわる示唆に富む部分があった。それは一九三〇年の興國縣で實際に機能を果していた、端境期の糧食貸與、傳統的な用語でいえば賑貸を行なう機構としての義倉についての言及である。

本稿では、當時の義倉の存在形態から出發し、清朝支配體制の相對的安定期である一八世紀まで溯行し、管見した斷片的な資料から、一九三〇年にいたる義倉の形成過程をたどりながら、右の課題についての若干の検討を行ないたい。一二世紀前半、南宋の初年以來、社會の呼稱を與えられてきた近代以前の中國のこの種の機構については、一九四二年、今堀誠二が「宋代社會制批判」という勞作^⑥を出し、永樂大典に收録された宋代地方志を中心的素材として、制度史的、社會史的側面から精細な研究を行っており、現在、これを越える水準の研究はなく、筆者も、多くの基礎的認識をここから得た。しかし、筆者は、近代から一八世紀に溯るこの種の機構の全面的な研究行なう準備を缺くので、今堀の研究の到達點を發展させることはできなかった。また、歷代王朝の下で作られた政書類、地方志類、士大夫の文集など、足かけ九世紀の間に作られ、かつ諸地域にわたるおびただしい資料があるが、それらの壓倒的大部分は未見である。本稿が一試考の域

を出ない所以の一つである。ちなみに『清國行政法』第四卷所載の第十一章救恤・第二項救恤營造物の項には、近代以前の中國の社會・義倉についての簡要な概観がなされている。

一 毛澤東「興國調査」における義倉

一九三〇年を迎えた頃、少數の都市と白色勢力の據點地區とを除く江西省南部、福建省西部では、それぞれかつてな

表 1

毛澤東「興國調査」の篇別構成（第二章以外の細目は省略）

前言〔にあたる部分〕

一 八個家庭的觀察

二 本區舊有土地關係

1. 田地分配 2. 人口成分 3. 剝削狀況

第1種 地租剝削

第2種 高利剝削 ① 錢利 ② 穀利 ③ 猪利

④ 牛利 ⑤ 油利 ⑥ 當利 ⑦ 鹽利

第3種 稅捐剝削

三 鬭爭中の各階級

四 現在土地分配狀況

五 土地稅

六 蘇維埃

七 農村軍事化

た人民の政治權力が相前後して生まれた。江西勞農民主政府と福建勞農民主政府である。第二次國內革命戰爭期の最も大きく、最も強固な革命根據地としての中央革命根據地は、以來、その基礎を確立した。華中・華南の各省にも、時を同じくしておびただしい革命根據地が建設された。これらの根據地では、鄉赤衛隊から正規の赤軍に至る人民の武裝組織が擴大し、土地革命が積極的に推進されていった。蔣介石と馮玉祥、閻錫山との間で、同年五月から大規模な混戦が續けられている間、革命を指導する中國共產黨中央では、李立三らの左翼日和見路線が一時支配的となったが、毛澤東らの辛抱強い説得とこの路線のもとづく長沙攻撃の失敗などによってその誤まりは糾され、革命根據地は引き續き發展した。この發展を恐れた蔣介石は、十一月に右の混戦が終了するや、十二月下旬から主力の二個師團を動員し、中央根據地に對する大規模な包圍攻撃を加えた。

この年、十月末、毛澤東は、袁水流域に進出していた赤軍第一方面軍の補強のため、江西省南部の興國縣から派遣されてきた多数の農民の中で、同縣第十區——永豐區出身の傅濟庭ら八人の農民を招き、調査會を開いた。會は軍事的必要性から同軍が移動するまでの一週間、毎日二回、時には三回、日によっては深夜まで熱心に開かれた。自らの提出した調査要項に即しての毛澤東の質問と討論、毛による結論の作成と八人の農民による確認、毛によるその記録という形で調査は進められた。毛は、それまで革命根據地内で行われた土地革命闘争の政策決定における多くの誤りが、机上の想定や大ざっぱな報告からもたらされたという認識に立ち、共産黨の指導を、詳細にして科學的な實際の状況の調査に基礎を置くものにしてしようと考えたのであった。^⑥ 調査會に参加した八人の農民家族一戸ずつの生活實際の忠實な觀察を第一章とし、全七章からなるこの調査記録は、一九三一年一月、寧都縣の小布圩で、毛澤東自身によって整理されたものである。

土地革命を指導した毛澤東とこの革命の擔い手となった八人の直接生産者農民とによって行なわれた、階級觀點の明確な、かつリアリティに富んだこの調査の中に、私たちは、當時の中國の農村社會を理解する幾多の貴重な手がかりを見出すが、ここでは前述したような關心から、一九三〇年という調査時點まで嚴存していた興國縣の義倉、及びそれと関連の深い公堂に關する部分に着目したい。

「興國調査」（以下「調査」と略稱）の中で、興國縣農村部の生産諸關係及び階級構成に關する部分は、表1にも示したようにすこぶる多く、第六章のソビエト政府、第七章の農村の軍事化以外のすべてにわたる。人口の 1% と 5% を占める地主と富農が、それぞれ 40% と 30% の土地を所有し、人口の 20% を占める貧農がわずかに 5% の土地しか所有していない、（雇農の人口は 2% 、土地所有は 0% ）という第二章1、2の巨視的な調査結果、及び自耕地と出租地の量的區分が明らかな富農三二戸のうちで一二戸がその土地所有の 50% 以上を出租によって實現しているという第四章の調査結果をふまえると、第二章の3でとりあげられている當地の搾取關係の中で地代搾取（地租剝削）が大きな比重を占めていることは明らかである。しかし注目されるのは、「調査」が地代搾取についてはごく簡単に八行で觸れているのに對し、高利貸的搾取（高利

剝削)については、それを七種類に整理し、約百行を割いて非常に詳細に言及していることである。

第一章における八戸の農民家族のうち、七戸はそれぞれ自己の土地を若干ずつ所有してはいるが、同時にこの八戸中の七戸は他人の土地を租種しており、高率の地代搾取を受けている。かかる地代搾取を主要な契機として、八戸の農民家族にあっては、例外なしに支出が収入を上回り、債務を負っている。債務の大半は、糧食——飯米の不足分、「請工」という名で呼ばれる農繁期の臨時雇傭労働に對する手間賃、その他日常生活必需品の支拂いから生じており、こうした債務から生ずる利子の支拂いをも含めて、基本的には農家經營の再生産のための支出をまかなうためのものである。右の八戸を含んで、當時の興國縣第十區における直接生産者農民の主要な部分を占める貧農が再生産を持続するためには、現金または現物米穀を主體とする借り入れが不可欠であり、「調査」が詳述する七種類の高利貸的搾取關係はこの借り入れの要請と分ちがたく結びついていたのである。

「調査」の高利貸的搾取關係に關する叙述の中で、當地の貧農の最も切實な問題として隨所に指摘されているのは、四、五月前後の春夏の端境期における糧食——飯米の確保である。農村内部における現物米穀の貸與は、「生穀」とよばれ、糧食の確保の要請を直接的に満たす。その際搾取されるのが「穀利」、すなわち借り入れ米の利子である。米價の上昇期であるこの時期に米を販賣して利益を得ることを第一に志す富農は、可能な限り米自體の貸與を避け、貸與する場合にも、期間の長短にかかわらず、一律に五割という高い利子をとる。かかる状況の中で貧農の要請に應えるのが義倉であり、公堂も若干の役割を果たす。「調査」は「穀利」の部分にいう。

貧農が金を借りる場合には、富農から借りるのが八割で、公堂や義倉から借りるのが二割であり、地主から直接に借りることはない。貧農が米を借りる場合は、公堂や義倉から借りるのが九割で、富農から借りるのが一割である。このことからすると、富農はまったくの搾取主義であるが、公堂や義倉にはまだいくらかの救済の意義がみられる。

しかし、公堂もまた、その大部分は搾取主義である。公堂の所有する米のうち、第一郷では、賣りに出されるのが八割で、貸し出されるのは二割である。第二、第三、第四郷では、その全部が賣りに出され、ほとんど貸し出されるものはない。ただ、義倉の所有米だ

けはその全部が貸し出され、賣りに出されるものはまったくない。この區の義倉は、すべての郷に設けられている。第一郷（人口三千）には四つの義倉があり、八百石の米をもっている。第二郷（人口八百）には五つの義倉があつて五百石の米をもち、第三郷（人口三千）には六つの義倉があつて四百石の米をもっている。この三つの郷には、合計二十の義倉があり、千七百石の米をもっていることになり、ほとんどの村にも一つずつの義倉がある。ただ第四郷（人口二千）には、一つの義倉があるだけで、もっている米は百石である。〔筆者註、第一章の八戸の家庭の觀察の第二、すなわち第一郷彭屋洞（村）の人李昌英についての部分には、「この村の新義倉、老義倉には、それぞれ三十餘石ずつ、合計七十石の米が貯えられている」とある。〕

この區の貧農は、端境期になるとすべてのものが義倉からいくばくかの米を借りては、やっと食いつないでいるというありさまで、富農から米を借りることなどは思ひもよらない。義倉が米を貸す場合の利息は三割で、富農から米を借りる場合に比べると安い。富農のとりたては非常にきびしい。鐵器（すき、馬ぐわ）、錫器（三書房譯本注……食器など）、ふとん、蚊帳、衣類など、なんでも同じように抵當にすることができ。第一郷の淨坊村の義倉だけは、米を貸す際、抵當はとらない。隣家から、元利とも必ず返済する、という『保證狀』を書いてもらうだけでよい。

義倉の米は、地主、富農、中農の寄附によつて集められたものである。彼らが米を寄附して義倉を設け、飢饉や端境期に貧民が食いつなげるようにしているのは、貧民の暴動を緩和するための改良、欺瞞の政策であるが、そうしたことのわからないものは、彼らの恩徳をはめたたえている。

義倉の米は、地主、富農、中農は借りることができないし、借りる必要もないが、その他の貧農、雇農、〔手工業労働者、遊民は、だれでも抵當を入れるか、『保證狀』を書いてもらえば、みな借りることができる。〕

「調査」は、義倉の存在形態を、その管理方法以外のすべての側面について生き生きと描き、義倉が高利貸的搾取關係の一環として興國縣第十區の貧農の再生産維持のため、彼らの經營の中に構造的に入りこんでいることを示す。ここでは、糧食貸與の上で、固有の財産をもつ同族團體の組織としての公堂も一定の役割を果たしていることがわかる。この際公堂がとる利子は、「調査」の「錢利」——借金の利子の部分で述べられる公堂の現金貸與の場合と同様に、富農に比べて安い。しかし、公堂の穀物の八割方は販賣に出されるため、糧食貸與は義倉ほどの決定的な意義をもたない。

公堂は、「調査」の「錢利」の項によると、民國以前には、肩書（おそらくは科擧合格者としての）をもち、若干の土地を所有し

つつも、それだけでは食べるに足らない劣紳、「地主でも富農でもない」いわゆる劣紳の管理する場合は六割方（第一、二、四郷）を占めたが、民國以後は逆轉して、富農が六割を管理するようになった。なお、公堂について、一九五〇年八月四日の「中央人民政府政務院の農村の階級構成の區分に關する決定」は、「各種の祠、廟、會、社などの土地その他の財産を管理することを公堂の管理と呼んでいる」と述べている。こうした公堂という用語の起源は、土地革命が最初に開始された江西省南部の慣習の稱呼にあると思われる。たとえば、道光四（一八三四）年刊の『興國縣志』卷十一、風俗には、「興邑重追遠、聚族而居者、必建祠堂、祀始遷祖及支祖、每祠必置產以供祭祀、名曰公堂、衆舉一二人、司其出入」とある。

ところで、「調査」の七種類の高利貸の搾取關係に關する詳細な叙述は、これらの間に、地主・富農と貧農、義倉・公堂と貧農という二大系列が存在していることを示している。

※地主は、たとえば貧農への小口・高利率の現金貸與を行なう富農に對して、大口・低利率の現金貸與を行なうという形で富農と結託し、間接的に貧農を搾取している。

貧農は、前者の下で、「徹底した搾取主義」に立つ私的個人と關係をもち、後者の下では、「いくらかの救済の意義」をもつ共同の機構と關係をもったが、貧農の再生産維持の上でもっとも切實な端境期の糧食の確保は、後者の系列からの現物米穀の貸與によつて保障されていた。もちろん、後者の系列の搾取＝貸借關係も、土地配分の不均衡にもとづく地主・富農と貧農とのきびしい階級矛盾の中で、これを緩和し隱蔽するための、地主・富農の側からする「改良と欺瞞の政策」としての本質をもつことは、「調査」が鋭く指摘するとおりである。しかし、問題は、地主・富農の階級支配のあり方であり、彼らが私的個別的な搾取を行なう一方で、共同して、貧農の再生産を維持するための機構を作っている點にある。

「調査」が第三章で明らかにした、地主・富農のみのもつ特權としての「話事權」——相談にあずかる權利も、かかる共同の事業と密接な關連をもつものである。一九三〇年の興國縣において、端境期における貧農の糧食確保のための現物米穀の貸借を行なう機構が、義倉という形で村を單位に成立し、公堂とあいまって現實に機能を果たしていたという事實から出發し、以下、すでにふれたように、この義倉の形成過程に若干の検討を加えることによって、中國固有の封建的土地

所有と結びついていた直接生産者農民の再生産の保障、及びそれに關連する階級支配のあり方の一端にふれてみたいと思う。検討の對象は、さしあたって、清朝支配下の、とくに一八世紀以降の江西省に中心をおく。

なお、こうした義倉は、單に一九三〇年の興國縣においてのみ偶然的に存在していたのではないことを付け加えておきたい。同じ江西省内、興國縣の東北約一五〇キロの南豐縣では、一九三〇（民國十九）年段階で農村部一帯に多くの義倉が分布していた。同年刊の『南豐縣志』卷四、倉儲の項には、「以上は各鄉義倉の現に存せる者なり」という後書きを付して、縣下五十五の都ごとに、その都の義倉の合計貯藏穀數が、たとえば「六都義倉、共^あわせて穀一千零二十一擔四斗、七都義倉、共^あわせて穀三百六十擔零一斗」というように克明に記録されている。他の省においても、義倉の同時代的存在をあとづけることができる。一九二六年から二七年にかけて、毛澤東の指導した湖南農民運動の中心地の一つ、湖南省醴陵縣の運動勃發前夜の事情について、一九二六（民國十五年）年三月に刊行された『醴陵鄉土志』^⑤は、各境に社義倉が、同族單位で族義倉がそれぞれ設けられており、いづれも「夏に放^かし、秋に收め、略^はば輕息を取」っていたと記録している。醴陵縣では、この年以後、從來の都に代つて十五の區が設定され、この區の下に平均八・七、合計一三七の境が屬していた。社義倉は、この境の下にある社、團、段、爪、甲、月などという更に細分化された單位に設けられていたのである。なお、天野元之助も、「社倉からの借糧」の例として、章植『土地經濟學』を引用し、「例えば湖南の鄉村には、常に族穀・社穀・團穀・育嬰穀等の設置がある。……凡そ公有の積穀の貸付の利息は、比較的輕少にして、年一石につき一斗二升乃至二斗である」と述べている。^⑥

二 清朝國家の社倉・義倉政策

1 一八世紀の場合

水稻栽培の開始——春耕とともに毎年到來する端境期に際して、現物米穀を直接生産者農民に貸與する施設を、農村の一定の地域ごとに設置するという事業は、清朝支配下の中國社會においては、當初から國家の政策として、積極的に推進された。^⑨ こうした施設は、社倉乃至義倉、一七・八世紀にはより多く前者の名で呼ばれていたが、^⑩ 會典事例・省例・省志・府志・縣志など、國家の行政機構がその作成に關與している刊行物、行政に従事した經驗をもつ官僚の個人文集には、この時期の社倉・義倉についてのおびただしい記録が残されている。「清國行政法」が、十二世紀、南宋以降の社倉について概観する中で、「清朝ニ至リテハ頗ル社倉ノ設立ヲ獎勵セリ」と指摘しているのは、その制度史的見地からして當然と言える。

雍正二（一七二四）年の皇帝の上諭は、「近時各省漸く社倉の法を行なう」として、社倉の設立が軌道にのりつつあるという判断を示しているが、江西省では、これに先立ち、清朝が反清の諸反亂を一應鎮壓した直後、康熙一八一（一六七九—八二）年の間、江西巡撫の任にあった安世鼎が生産力の回復を意圖しながら「社倉條約」を制定し、各州縣に社倉設立への働きかけを開始していた。^⑪ 乾隆六—八（一七四一—四三）年在任した江西巡撫陳弘謀は、「社倉規條」を制定した他、前後五回にわたる社倉に関する指示を出し、國家の側から社倉の設立を一層推進した。^⑫ 當時、江西省において清朝國家の側の構想していたあるべき社倉についての一般原則は、乾隆七（一七四〇）年、陳弘謀が制定した十四ヶ條の「社倉規條」に集約的に示されているが、その要旨は以下のように理解される。

〔社倉設置の單位地域と貯藏所〕○社倉は縣（州）城外農村部の都乃至里を單位に設置し、當面當該都乃至里のもっとも便利の良い地點にある村（↑村庄）の空屋か廟宇を貯藏所とする。

ここでいうところの都は都圖、里は里甲のことで、漠然とした地域名ではなく、賦役賦課の單位としての機能をもった鄉村行政區畫の意味である。

〔社倉穀物の貸出・返還〕○貸出の対象は耕作勞働に従事する直接生産者農民である。○毎年春、直接生産者農民で種子（↑籽種）の補給を必要とする者に對して穀物を貸出し、秋に（二）％の利息を附して返還させる。貸出しの時期は春末夏初、返還の時期は十一月を過

ぎないものとする。

種子というが、これは必ずしも文字通りの種もみのことではなく、陳の他省で制定した「規條」によつても、「耕作に資する」穀物、すなわち糧食用の米と讀みかえて差支えない。

○當該年度の返還を條件として次年度の貸出しを行なう。○貸出時の抗爭や返還の拒否に對しては社長・副社長の申告に基づき官が一定の處置をとる。

「社會の資本（↑社本）」○社會の資本は原則として、社會の設置された都乃至里の郷紳（生員クラスを含む）及び一般人（↑士民）の寄付によることとし、寄付の得られない場合には官が別途に措置する。○社會の資本の貸出は、當該の都乃至里に限定して行なう。○社會の資本は一時的部分的な災害救済用の現物給付や減價販賣に用いることなく、たえず利息を積みかさねて擴大をはかり、永久的に毎年春の糧食補給用の貸出に用いる。

「社會の管理運営」○社會の管理運営にあたる社長・副社長は、社會穀物を出し入れし村民（↑村民）の生活を維持するという（困難で重要な）任務に當るのであるから、正義に従つて善い行ないをしようという意志の持主でなければならぬので、當該地域内の資産ある人格者乃至郷紳（↑凡有身家行止・及紳士人等）がふさわしい。もし常時この任に當りうる適切な人がいない場合には、その地域の住民が合議にもとづいて輪番で擔當する。○管理運営の經費は二〇%の利息の中の三分をあてる。

「社會穀物の點檢」○社長・副社長の申告にもとづいて地方官が行なうが、國家所有の備蓄用穀物である常平倉米とは異なるので、繁瑣な手續きを要求して無用の混亂を起すことは避ける。

清朝國家の構想していた社會のあり方については、「社會規條」に示されたこうした一般原則の他に、これを現實に適用して社會を設立していく上での必要事項を陳弘謀が補足的にまとめた、乾隆七（一七四二）年十月の「通行社會事宜檄」の内容、とくにその第二項の同族團體への社會設立の獎勵に注目しておかねばならない。「宗祠には、特別に社會を設置すべきである。江西の民は、同族が集まって住み、公祠を立てている。一族の中には、餘分の資産をもち善い行ないをしようとする家がきつと少くないし、おのずと資産を醸出して同族の者を救おうとする企てがあろう。しかし金品を與えることにすると、支出はあつても還元はなく長つづきしないし、多い少ないを相争ひ、不満が起り不公平が生じるようになる。どうしてその分を社會の資本として醸出し、公祠の中に貯え、新たに同族の社會を設立し、官に届け出て登録しても

らおうとしないのか。社長を選出し、族内の人々に毎年貸出しては返還させ、他姓の社倉とはかわらないようにすればよい。……こうすれば同族の米を同族の人に貸出すことになる。將來利息が日々に増せば、利息自體をなくし、一族の人々をにぎわすことができる。……」本來、たとえば都乃至里という地域單位ごとに設けられ、同族的な性格をもたない社倉の制度を、あえて同族團體に適用し、同族團體内部での米穀貸借を行なわせると同時に、同族團體自體の經濟的基礎を安定させようというのである。

「社倉規條」と「通行社倉事宜檄」の全文は、乾隆二二（一七四六）年、江西省の行政法令集たる『西江政要』「社穀事宜」の基本部分としての「乾隆七年先後奉行條欵」に收録され、以後の江西省における清朝の社倉政策を方向づけるのであるが、この二つの文書については、なお、そこに示された陳弘謀の江西農村社會の現状に對する認識の二つの柱を見ておく必要がある。この認識こそが、社倉設立推進の契機としてそれぞれの文書の後書きの冒頭に述べられているからである。その第一は、「通行社倉事宜檄」における「江西人多く田少なく、資生易からず」という土地分配の不均衡であり、第二は、「社倉規條」における「江西の民間における借債は利を加うること四五分不等なり」という私的個別的な貸借關係における高利率の嚴存である。陳は、こうした状況の中で、農民に「食を供し」、あるいは彼らを「接濟する」ことに大きな意義があると述べている。

清朝國家の江西省における社倉政策が、右のように體系化された陳弘謀の巡撫在任時代から乾隆の末年にかけて、すなわち一八世紀の四十年代から九十年代にかけての半世紀は、省内の各州縣に社倉が次々と設立され、かつ維持されていた時期であった。社倉の運営に實效ある保障を與えるその貯藏穀數は、陳の巡撫着任時には全省で十三萬石であったが、その翌年、乾隆七（一七四二）年十月には二〇萬石、離任する八（一七四三）年には三〇萬石に増大した。陳は、乾隆七年から十年の間に四〇萬石の線に達することを目標としていたが、省内各縣の地方志に記録される右の半世紀間の貯藏量の増加は、この水準が實現されたことを示している。乾隆四四（一七七九）年には、全省の社倉の正額は四一萬一九二二石、

利息として蓄積されたものが三二萬三八五六石に達している。^③ 興國縣が清代に所屬していた江西南部の贛州府において、この期間、陳の體系化した社會政策がどのように受けとめられて行つたかをたどつておきたい。^④

陳の社會政策の實施をもっとも典型的に示す例は、同府信豐縣の場合である。乾隆一六（一七五二）年刊の『信豐縣志』によれば、當縣では、「地方の役」の賦課に際して現實に機能している地域單位は、縣城とその近郊では「坊」であり、縣城外農村部では「堡」であつて、この「坊」及び「堡」ごとに「鄉約一人を僉りあてて公事を辦じ、地坊一人をして官役を供せしむる」體制が施かれていた。合計四四ヶ所の社會のうち、農村部の三九ヶ所は、それぞれ固有名をもつたこの「堡」ごとに一ヶ所ずつ置かれたものであつた。各社會ごとの貯藏米數は記録されてはいないが、當縣の社穀の合計四、五七五石餘を社會數で除すると一ヶ所約一〇四石となる。陳の「社會規條」においては賦役賦課單位とされた都、里ごとに社會を設置することが規定されていたが、信豐縣では都、里にみあう「堡」ごとに、忠實にも一つずつの社會が設けられていたのであつた。しかし、信豐縣では、陳の「社會規條」が想定しているほど順調に、社會が置かれたすべての「堡」で米穀の寄付が集まつたわけではなかつた。『縣志』は、「考えるに、帳簿に並べられた寄付者の氏名を見ると、縣城内外の五つの坊を除いて、農村部の堡について言えば、ただ草嶺、神崗、長安、鐵石、内江、江口の七つの堡に所屬するものだけである。残る「三一の」堡については誰も寄付者がいない。乾隆□□年に縣内の社會の穀物を平均して分配するとりきめが行なわれ、結局「現存の社會穀物の」全額を合計し、各堡に分配したので、まだ寄付者の出ていない堡にもみな社會が置かれることになつたのである」と述べている。しかも『縣志』は、「穀物を集めることが難かしいのではなく、集めた上で、長期にわたり弊害のない管理を續けることがつねに難しいのだ」とし、社會の管理運営の困難にも、また言及している。こうした社會の設立・維持上の問題は、それについて特に記録を残していない贛州府の他の諸縣についても同様に存在したと考えられるのであるが、にもかかわらず、信豐縣において十六年を経た乾隆三二（一七六七）年、社會の貯穀は、二千石以上増して六、六四石に達し、他の諸縣の場合も、この年には、従前に比べて多くの場合に穀數の増加が見られ

るのである。同時代的な資料である乾隆四七（一七八二）年刊の『贛州府志』卷十八・賦役志・倉儲の項によれば、贛縣では、従前に記録されていた三、一八石から二、六三石とやや減少しているが、零都縣では従前に記録されていた三〇〇石から二、空三石に、信豐縣では乾隆二四（一七五九）年の四、五五石餘から、右の六、六四石に、興國縣では乾隆十五（一七五〇）年の三、二九石から七、五三石に、會昌縣では従前に記録されていた、六二石から五、四〇石に、安遠縣では雍正四（一二二六）年の三、〇八石から六、二六石にとそれぞれ増加している。龍南縣では、乾隆三二年の六、四六石が記録され、定南廳も同年の八、五五石を記録するにとどまるが、長寧縣では、乾隆十一（一七四六）年の四、三七石から七、七三石へと増加がみられる。

そもそも、この乾隆三二（一七六七）年は、江西全省の社會體制に一つの變化が見られた年であった。信豐縣では、それまで用いていた倉庫の材木や櫃を賣却し、農村部の適切な地點に改めて「總倉」を建設している。興國縣では舊倉の材木や櫃を同様に處理した外、それまで蓄積されていた貸出し利息分の穀物九三石餘を新しい總倉建設と、枌の製作の費用に充てている。この際、信豐縣の社會は四四ヶ所から一八ヶ所に整理統合され、興國縣においても、縣の大地域區分たる六つの郷に二乃至三ヶ所ずつ（衣錦郷の五ヶ所を除く）、城内の二倉を除いて、合計一八ヶ所という數からして、整理統合の跡が見える。他方、贛、零都、安遠の三縣では設置數の増加がある。省内の他地方では、袁州府の分宜縣で、翌年に従前の三六ヶ所から、六乃至九都ごとに一總倉、計五ヶ所へと整理統合がはっきり見られるが、従前の菴・觀・祠・寺への寄留をやめ、新しく三二年に息穀を賣却して總倉を建てた南昌府南昌縣の四六ヶ所のリストには、こうした整理統合は見られない。總倉については、必ずしも十分な資料が得られないが、明白なことは、各縣の實情に應じて、「社會規條」の示した設置單位地域が検討しなおされたこと、新倉を建設するに足りる餘剩穀物の蓄積が見られたことであり、清朝國家の企圖にそって、社會は、一八世紀の江西省の農村社會の中に、清朝國家の制度としてひとまず定着したと考えられる。それでは、一定の地域を單位に、餘剩の穀物を所有する郷紳と一般人が自發的に穀物を醸出しあつてそれを蓄積し、同じく郷紳

と資産ある一般の人格者が管理の任にあたりつつ、土地配分の不均等と高利率に苦しむ直接生産者農民に對し、端境期の再生産維持のため、穀物を相對的低利で貸與する「自律的」な機構としてのこの社會が、清朝國家の制度として定着するということは、何を意味するののか。一九三〇年の興國縣において、地主と富農が維持していた義倉と一定の共通性をもつこの社會を清朝國家が上から作り出したということはどういうことであろうか。

貧窮の直接生産者農民、事實上は自己の經營をもちながら専ら他人の土地を耕作し、地代を搾取されていた佃戸が、自然災害に直面して再生産の持續に困難を來した際、國家の財政と國家の行政機構によって彼らを賑卹する——すなわち彼らに米・銀を給付する制度を、一八世紀の清朝國家が、整備體系化していたこと、及び、清朝國家が、こうして個別的地主に代つて佃戸の再生産を保障する機構を作りつつ、他方で地主の土地所有と地代搾取を保護する規制を強めていたこと、については、かつて江南地方に即して明らかにした。^③ 端境期の糧食貸與機構に關する清朝國家による上述のような制度化も、基本的には同じ原理に立つものだと考えられる。(社會に關する諸規定の基本原則は、江西省と江蘇省、湖南省等の間に大きな違いはない)しかし、重要な相異は、自然災害時には、國家の財政からその行政ルートを通じて無償で米・銀が給付されるのに對し、端境期の糧食貸與に關しては、國家はいわば行政上の指導・監督のみにあたり、米穀の釀出と管理運営を行なう體制は、農村部の各地域ごとに、郷紳と資産ある一般の人格者の手で「自律的」に形成されなければならない點にある。このことは、清朝國家による再生産保障への關與の限界を示すとともに、個別的に地代を搾取している農村社會の支配階級の間に、端境期の糧食貸與機構を、個別的搾取を持續させる最低限の保障として、共同で設立するという慣行乃至運動が存在していたことをも示唆する。

2 一九世紀の場合

一九世紀に入ると、江西省の各縣志・府志からは、同時代的な社會の記録は稀になる。省都南昌縣の場合、乾隆五四

（一七八九）年刊の『南昌府志』^①には、乾隆三二（一七六七）年建立の同縣下四六の總倉について、所在の都・圖・村・間數・穀數までが克明に記録され、乾隆五九（一七九四）年刊の『南昌縣志』^②には、編者の古今未曾有という贊辭を附して、三倉五、^③（^④）^⑤石について都・圖・穀數がやはり詳細に記録される。しかし一九世紀の道光六（一八二六）年、同二九（一八四九）年の各縣志、同治一二（一八七三）年の府志の記録は、もはや右の一八世紀末年の府志・縣志のいずれかの合計社倉數、合計貯穀數をとり出して勝手に組み合わせるだけのものになる。同治九（一八七〇）年の縣志はこの退廢を自覺し、社倉數や貯藏穀數をあえて削除しているほどである。同時代的な記録としては、社倉に代つて義倉が登場する。贛州府のあの信豐縣についても、一九世紀以後の具體的内容をもった記事としては、道光十七（一八三七）年、知縣張宗裕が寄付を勸奨して建設したという縣城內二ヶ所、縣城外一四ヶ所、合計穀數三、^⑥吾^⑦石の「民義倉」なるものの記録が残るだけである。こうした社倉から義倉への移行の傾向をもっとも丁寧に記録しているのが、興國縣の北西に境を接する吉安府泰和縣の道光六（一八二六）年刊、及び光緒四・五（一八七八・七九）年刊の二つの縣志である。同縣では、乾隆一七（一七五二）年、縣城外農村部の六つの郷に計一七の社倉が置かれ、一倉平均四三・七石の社穀を貯藏していた。郷・集落・寺院の名前で表示されているこの期の社倉は、一都、八都等の都の名前で呼びかえられて存続したようで、乾隆四七（一七八二）、嘉慶八（一八〇三）、同十（一八〇五）等の年度において、社穀を全部乃至一部賣却して銀に替え、省の布政司の倉庫に送ったことが某都社長の行爲として記されている。この頃から社倉本來の機能は失なわれつつあったものごとく、道光四（一八二四）年に着任した知縣徐迪惠は、社倉の貯藏米について、「向^⑧きに謂う所の儲とは、徒^⑨だに數を備えしのみ。之を核^⑩べんとするも、多くは従^⑪りて核^⑫ぶる無し」としている。この退廢しつつある社倉のその後は明らかではないが、道光一五（一八三五）年になると、知縣朱良翰が、訓導羅鳳鳴らとともに、縣下の農村部——六郷に寄付を勸めて義倉を建設している。この義倉は、從來の端境期の糧食貸與を目的とした社倉とは異なり、自然災害を豫想した農村内部の備荒貯蓄倉として設けられ、乾隆一七年時點の社倉の倍近くの三一ヶ所にわたる密度高い分布を示している。類似の狀況は袁州府

宜春縣についても見られる。同治九・一〇（一八七〇—七二）年刊の『宜春縣志』^⑨には、社倉が「各鄉村の公所四十二處」に分置されていると記すが、乾隆一六—二四（一七五—五九）年の間に在任した知縣郭人傑が「民を率いて建立し」、合計六千數百石の穀が貯えられたという以外、その後の事態については全く説明が見られない一方で、道光一八—二〇（一八三—四〇）年の間に在任した知縣の王嘉麟による義倉の設立の記事が現われる。「知縣王嘉麟、各圖に勸諭して自から穀石を捐儲せしめ、該圖の荒歉に備えしむ。其の穀の多寡、圖ごとに各のおの等しからず」というのがその内容である。ここでは、義倉は里甲制以來の賦役賦課單位としての圖ごとに設置されており、比較的密度高く縣内農村部に分布していると考えられる。また義倉設置の目的は明確に備荒貯蓄に置かれている。江西省の各縣に見られる一九世紀前半道光期の以上のような状況は何を意味するであろうか。

先の泰和縣における道光十五年の義倉設立は、實は當時の兩江總督陶澍が吉安府知府鹿澤長に檄を出し、所屬の各縣に「義倉の法を行なわしめた」ことを契機としたものであった。道光三（一八三）年、安徽巡撫であった陶澍は、十二ヶ條からなる「勸設義倉章程」を前年の水害時の経験にもとづいて作成し上疏した。^⑩道光五（一八二五）年の上諭により全國各省の巡撫を通じて實施に移されることになったこの「章程」の第一の特徴は、農村の倉庫に貯藏される穀物は、「春借秋還」の四字で表現されるところの、あの毎年の端境期の糧食貸與には用いない、という方針を打ち出したことにあつた。農村の倉庫の穀物は、専ら凶作時の糧食の不足に備える備荒貯蓄に充てるべきこととされた。「章程」では、こうした目的をもつ農村の倉庫を新しく義倉と規定したのである。「章程」の第二の特徴は、戸數の多少にかかわらず、相互に連絡しあうことのできる有機的な地縁的關係をもった集落を、「村」乃至「鄉村」と呼び、この「村」ごとに一つの義倉を共同で設立させる方針にある。「村」から離れて散居する家々の場合には、同族乃至同族内の房ごとに一倉を作らせるか、附近の「村」に附屬させることになった。倉庫の貯藏穀物自體を基礎單位たる「村」からの寄付によって集積し、倉庫の管理を「村」の「老成にして殷實なる人」に行なわせるなどの點にうかがえるように、「一郷を以て一郷の衆を濟わ

せる」という、この義倉の「自律的」性格は社會の場合と變っていない。

「章程」には、一般論として倉穀の出入にともなう紛糾の恐れが指摘されているだけで、端境期の糧食貸與についての本質的批判が見られるわけではないし、社會の廢絶を規定する項目があるわけでもない。にもかかわらず、「章程」は農村内部のエネルギーを結集し、備荒貯蓄のための機構を設けさせることを第一義的な目標としてかかっている。清朝國家は、端境期の糧食貸與の機構としての社會に對して、かつて十八世紀に示したような關心をものはや拂わなくなっていたことが、この「章程」によってはっきりと示されたのである。『光緒大清會典事例』卷一九三・積儲によると、清朝國家は、康熙一八（一六七九）年以來、義倉を主として都市部の貧民救済施設として取扱っていたが、乾隆二二（一七四七）年から嘉慶期（一七九六—一八二〇）までは、義倉を、農村部で端境期の糧食乃至種子の貸與を目的とするものとみなし、同じ目的をもつ社會の補助機關として取扱うようになった。だが、道光五年、「章程」が上諭によって全國に指示されて以來、『事例』の上での義倉は、備荒貯蓄を目的とするものとされるようになり、かつ社會より大きい比重で取扱われるようになった。

その再生産の維持のために端境期における糧食補給を不可缺としている直接生産者農民^{補2}への、米穀の相對的低利による貸與に關して、清朝國家は、原則としては自ら財政支出することなく、農村社會内部で「自律的」に社會をつくらせ、それを上から監督する體制をとっていた。しかし今やこの體制の維持は、清朝國家にとっては第一義的でなくなった。糧食の補給のための米穀の貸與をどのように保障するかという問題の解決は、究極のところ、農村社會自身にゆだねられるようになったといえる。

三 農村社會における義倉形成の一典型

前章では、清朝國家の行政當局によって、いわば上からその設立を推進されてきた社會に着目し、端境期の糧食貸與を

國家の政策の側からとらえてきた。だが江西省各縣の社會の貯藏穀數が上昇線を描いていた頃、同じ機能をもった倉庫が、必ずしも行政當局の直接の布令、指導によることなく在地で設立されつつあったという記録が存在することを見逃してはならない。前引の乾隆一八（一七五三）年刊の『泰和縣志』は、乾隆一七年の縣下の社會の所在地、貯藏所、貯藏米數の一覽表をあげた後に次のような編者の按語を付している。

此の外、各鄉義倉の捐穀にして、或いは祠に存して以て同族を贍恤し、或いは倉を建てて以て一鄉を振貸するも、所在未だ縣に報ずるを經ざる者多く有り。查核するに憑し無ければ概な登載せず。

社會として縣衙門で掌握されていない多くの義倉が存在しており、醸出されてそれらの義倉に集積された米穀は、祠堂に貯藏しておく同族の義倉の場合には族員の救済に充てられ、地域に倉庫を建設し貯藏しておく場合には、その地域（一郷）の人々への貸出しに充てられている、というのである。縣衙門の冊籍に登録されていないこうした縣城外農村部の諸倉についての記事は、管見の範圍では『泰和縣志』の場合以外にはほとんどない。しかし、この『縣志』の按語の内容は、地方志の記載には見られないこの種の諸倉の存在が必ずしも特殊な事例ではないことを示している。

一八世紀後半、とくに乾隆四〇（一七七五）年を中心に、興國縣の東北一三〇キロばかりの福建省境にある建昌府新城縣城外の農村部の一角で、續々と設置されていった多くの倉も、「社會規條」の原則に忠實に沿って設立され、縣衙門に把握されている一般的な社會とは異なった成立過程をもつ存在であった。省の他縣で見られるような一八世紀の一般的な社會についての記録は、新城縣の場合にはほとんどなく、同治一一（一七八二）年刊の『建昌府志』卷三・郵政・積儲の項に、かつては存在したものの、「今は燬かれた」「舊藏の社穀」として、わずかに五六石餘の數字が記載されているだけである。たまたま、同治一〇（一八七一）年刊の『新城縣志』卷三・倉儲にこの種の倉について、異例といっているほどの詳細な記事が見られるのは主として次のような事情によるものであろう。一つには、乾隆一三（一七四八）年の進士で、官に就くことなく儒者としての生涯を送った陳道^②の第二子で、捐納により員外郎となり、未出仕の期間のあと、兵部軍

駕司郎中、太平府知府等をつとめた陳守誥が、『各鄉義倉記』なる記録を遺していたこと、いま一つには、守誥の姻戚や友人、子孫の執筆した文章が残っていたこと、そしてこれらが『縣志』の編者に採録されたとみなされることである。陳氏は、道以下三代から、進士二名、舉人二名、捐納によって官に就くもの三名を出し、『縣志』の人物志などに見られる諸活動から明らかに郷紳とみなされるが、『縣志』の倉儲の項には、この陳氏にかかわる倉だけでなく、その他の諸倉に關する記事も、精粗の不均等はあるが、載せられている。『縣志』倉儲の項の初歩的な檢討を通じて、農村社會の中から自律的に形成されてきた、この種の倉、いわば「下からの社會」の存在形態にふれておきたい。

『縣志』の倉儲の項には、同治年間にはすでに廢されていた五倉を含む、合計四八倉があげられているが、そのうち、城内の六倉を除く四二倉が縣城外の農村部に置かれていた。この四二倉中、その沿革等に關する記事の附載された二四倉が檢討の対象となりうる。檢討の結果を集約した表2に即しつつ、これらの倉の主要な特徴をあげてみよう。

第一の特徴は、二四倉中の多くの成立に、その姻戚をも含む陳氏の人々が何らかの形で關與していることである。たとえば二四倉についての記事の中で、筆者がはっきりしている二〇倉の内譯は、陳守誥自身が一一倉、守誥の末弟陳守譽が一倉、守誥の妻の弟で在郷の進士たる魯仕驥が五倉、その他が三倉となっている。また、陳氏が何らかの形で關與している一九倉中の一五倉に對して、陳守誥が一五〇石以上、時には千石を越す米を寄付して、それらの倉の資本の形成に貢獻している。さらに二四倉の創設の發起については、同族員救濟と祖先祭祀に目的を限定した、范氏義莊型の機構である陳氏義莊を除くと、うち一五倉は陳氏以外の者、八倉は陳守誥自身が行なつたとされるが、『縣志』卷十・人物志・孝友に「守誥が家居せし時、母楊太夫人の七十の壽の爲め、母の命を以て穀三千石を出し、各村落に倡首し、十倉を建立す」と述べているように、陳守誥の發起は、實際は八倉にとどまらないであらう。ちなみに、米の釀出と倉の設立の發起とを綜合すると陳守誥は一八倉に實質的に關與している。第二の特徴は、これらの倉の設置された地域の多くが、陳氏との間に具體的な社會的・經濟的關係をもっていることである。陳守誥の關與が認められる一八倉は九つの都に分布している

表2

新城縣義倉の存在形態

倉名	所在地	設立發起者	陳守詒等の米穀醸出額	所在地の特徴	倉穀の使用目的	設立年次
鍾賢社倉	下一九都中田	學人魯慎梅	陳氏積穀三〇〇石	陳氏居住地	端境期の貸借	乾隆四年
廣仁倉	下一九都中田	陳守詒兄弟四人	陳守詒兄弟三人四〇〇石 陳守訓一〇〇石 陳道三〇〇石 陳守詒等二〇〇石	陳氏居住地	不作年の平糶	乾隆四〇年
陳氏義倉	下一九都中田	陳道・陳守詒等	陳氏居住地	陳氏居住地	陳氏祭田 陳氏族人救済	乾隆二五年以前 及び乾隆三七年
永豐倉	下一九都中田	陳守詒、後里中各姓	陳氏居住地	陳氏居住地	端境期の貸借	嘉慶二〇年
魯氏家廟義倉	下一九都中田	魯姓子孫各戸	陳氏居住地	陳氏居住地	端境期の貸借	乾隆三九年
豐裕倉	一二都草望峯	都人	陳守詒五〇〇石	陳氏祖先の居住地・所有田及び佃戸の所在地	不作年の平糶	乾隆四〇年
和濟倉	一四都檀溪里	潘・黃・陳・傅四姓農民	陳守詒夫人若干石	陳氏居住地より約三里	端境期の貸借	嘉慶二五年
大濟倉	一五都村落	陳守詒夫人	陳氏居住地より約三里	陳氏居住地より約三里	「都内の賑恤」 端境期の貸借	道光一七年
永濟倉	一五都草坪	耆老席・吳等	陳守詒一〇〇石	陳氏居住地より約三里	不作年の平糶	乾隆四〇年
妙濟倉	一五都南坑	鄉人	陳守詒一〇〇石	陳氏居住地の南五里	端境期の貸借	乾隆四〇年
永惠倉	一六都會坊	鄉之人	陳守詒三〇〇石	陳守詒の義弟魯仕驪の姻戚の居住地	不作年のための備蓄	乾隆四〇年
同仁倉	一六都望嶺	耆老羅國棟及びその甥羅景綸	陳守詒四〇〇石	その住民・陳氏居住地の市にて生活必需品を賣買	不作年のための備蓄	乾隆五五年以前
綏和倉	一七都公村營	著姓潘氏諸君子	陳守詒四〇〇石	その住民・陳氏居住地の市にて生活必需品を賣買	不作年のための備蓄	乾隆五五年以前
協和倉	一八都鄒坊	陳守詒	陳守詒四〇〇石	その住民・陳氏居住地の市にて生活必需品を賣買	不作年のための備蓄	乾隆五五年以前
和義倉	一八都中堡	陳守詒	陳守詒一〇〇石	同上・陳氏出租田數百戸分・陳氏の莊屋あり	端境期の貸借	乾隆五九年
順民倉	一八都戈坊	陳守詒			不作年の平糶	
仁和倉	一八都漁潭	陳守詒				

永裕倉	上一九都焦原	陳守詒	陳守詒二〇〇石	陳氏の祖先の居住地・陳氏の墳墓の所在地	端境期の貸借 不作年の平糶	乾隆四〇年
裕原倉	中一九都澄潭	耆老	陳守詒一五〇石	陳氏居住地と數十年前まで同都に屬す	端境期の貸借 不作年の平糶	乾隆四〇年
益原倉	中一九都北溪	鉅族餘・鄧二姓	陳守詒二〇〇石	陳氏居住地と數十年前まで同都に屬す	端境期の貸借 不作年の平糶	乾隆四〇年
桃谿市街倉	五一都	市街の居民	陳守詒二〇〇石	陳氏の莊あり	端境期の貸借 不作年の平糶	乾隆四〇年
義積市街倉	二六都	里人黃悠・黃道克父子				
可繼倉	二六都	都人余廣文・余漢文・鄧麟書等				
廣福義倉	一二都塘坑	陳守譽夫人				
吳宗瀨祖祠義倉	龍安鎮支下				吳氏族人救濟	乾隆四〇年より續敘・嘉慶一〇年建倉 嘉慶一〇年以前

- 同治一〇（一八七〇）年刊『新城縣志』卷三・倉儲掲載の縣城外農村部所在四二倉の中、その沿革についての比較的详细な記事のある二四倉について、本稿の必要とする事項を抽出したのがこの表である。他に簡単な割注を付したものの、割注のないものが一八倉ある。
- 大濟倉の陳守詒夫人は、本文の分析では陳守詒としてとりあつかっている。
- 一九都を上・中・下に分つのは、永裕倉、裕原倉についての記事にもとづく。
- 空欄は、その事項についての記述が原文中にないものである。

が、その内譯は、陳氏の現住地、その祖先の居住地、その墳墓、守詒の義弟の姻戚者の居住地、陳氏の所有田土と莊屋及びその佃戸の所在地、陳氏の現住地から三乃至五里の範圍の近接村落群となっている。村落群の中には、陳氏の現住地と密接な經濟上の交流をもつと明記されるものも含まれる。他の六倉中の二倉も、陳氏の現住の村落に置かれている。

第三の特徴は、陳氏義倉、魯氏家廟義倉、可繼倉、廣福義倉、吳宗瀨祖祠義倉を除く一九倉においては、その設立乃至運營上の重要問題について、陳氏を中心とする郷紳層と非郷紳と見られる層との間の交渉が行なわれている点である。

『縣志』倉儲の項の一連の記事の中では、科擧の何らかの段階の資格をもつ者、官僚としての職に就いている者、就いたことのある者に關しては、必ずその旨を表わす修飾語が付されているが、こうした人々と、かかる修飾語のない左のような人々とが交渉をもつのである。すなわち、固有名詞では、潘・黃・陳・傅四姓農民、耆老席・吳、耆老羅國棟、鉅族餘

・鄧二姓など、集合的普通名詞では、耆老、里老、都之人、郷之人、郷人、都人、里中各姓、衆などと表現される人々である。これらの中には、太學生であるその従子羅景倫と共に行動する耆老羅國棟のような場合もあるが、基本的には郷紳の範圍には屬さない人々であると考えられる。もちろん、これらの人々は、非郷紳層ではあるが、一定の「餘粟」、すなわち餘剩穀物を持ち、倉の設立のためにそれを醸出する能力をもっていること、その中には、耆老、里老、鉅族などと稱され、在地の非郷紳的な支配層・指導層にあたる者が含まれることが注意されるべきである。

第四の特徴は、これら諸倉の目的が、多くの場合、端境期の米穀の貸與にあり、利率も、とくに記載のある二例については、一割から一割二分と、相對的低利である點である。これらの倉は、個別的には永濟倉、裕原倉などの固有名をもつが、先述したように、『各郷義倉記』なる文獻が存在していたことからすると、一般的には義倉と通稱されていたと考えられる。しかしこれらの諸倉に託される目的は、特殊な陳氏義倉を除いて、具體的な言及のある一五倉について見れば、その中の十倉が端境期の米穀の貸與である。『縣志』卷十・人物志・孝友の前引の部分に續いて、「春は貸すに穀を以てし、秋には其の息を取る」とあることは、諸倉の基本的目的の所在を示している。なお、右の十倉中の六倉が端境期の貸與とともに不作時の米價調節である平糶をも兼ねていることは、陳氏の住居のある下十九都中田に設立され、三千石という最大の貯藏量をもつ廣仁倉の目的が、「里中の平糶」に限定されていることとともに、「貧窶なる」「里中の編戸」の再生産構造を全體として把握するためには、記憶されねばならないことである。

第五の特徴は、これらの各倉がいくつかの「村落」乃至「村」からなる一つのまとまった地域單位に設置されている例が少なくないことである。たとえば永惠倉の置かれた十六都曾坊という地名は、それ自身が一村落であると同時に、互いに共通の自然的・社會經濟的條件をもった村落群の中心地であると述べられている。ちなみに、どの倉に關する記事においても、「村落」乃至「村」という語は、もつとも基礎的な地縁的單位を指す表現として用いられているようである。

第六の特徴としては、二四倉の設立年次の内譯が、乾隆四〇（一七七五）年が一例、その前後の一八世紀後半中の乾

隆年代九例、一九世紀に入つて嘉慶期三例、道光期一例となつており、陳守詒の關與した一八倉は一八世紀の最後の四半世紀に集中していることが擧げられる。

以上の諸特徴は、陳守詒の關與した一八倉のうち、陳氏義倉を除く一七倉について、若干の出入はあつても、ほぼ共通して認められるといつてよい。總括すれば、これら一七倉は、新城縣城外下十九都中田村に本據を置き、科擧の合格者や官僚を輩出させ、大量の租米を取得し蓄積している大土地所有者としての陳氏が、現住地及び自己と社會的・經濟的諸關係を密接にもついくつかの村落群において、在地の支配層・指導層をはじめとする餘剩穀物所有者とともに、端境期の米穀の貸與を主目的とし、不作時の平糶の機能をもあわせもたせながら、乾隆四〇（一七七五）年を中心に創設したものであつた。これら一七の義倉は、「社會規條」等の一般的規定にもとづき、行政機構を通じて行なわれる勸奨によつて設立されたものではないが、その基本的性格は、「社會規條」を通じて見られる社會のそれと異なるものではない。

ところで、注意しなければならないことは乾隆四〇（一七七五）年を中心に行なわれた一連の陳氏による活潑な義倉設立の運動が、必ずしも一時的な、孤立的なものではないということである。この種の倉の設立が、この時點に限らず、また陳氏の影響とはかわりなく行なわれた場合をも、『縣志』倉儲の項は記録している。これより先、乾隆四（一七三九）年、「社會規條」が出される數年前に、下十九都中田の擧人魯嶺梅は、「里中に捐を倡えて」、鍾賢社會を設立している。同じく乾隆四〇年に先立つこと久しい時點で、五一都桃谿許市街の人々は、收穫感謝の祭のための釀金で穀物を購入して義積倉を設立しており、陳氏の一連の事業もむしろかかる先例をふまえたものに他ならない。後、嘉慶一二（一八〇七）年以來、十四都檀溪里を構成する潘・黃・陳・傅の四姓の「農民」は、「戸ごとに穀若干を出し、他用を經營して穀若干を得、共^あわせて穀三十四石を積み、二十五（一八二〇）年、倉を傅家村に樹て」た。これは一九世紀に入つてからの、しかも陳氏とは全く獨立した動きであつた。^⑤ごくわずかの割注しか付されていないため、本章ではその性格を検討することができなかつた他の十八倉も、陳氏とはかわることのない存在である。以上のような點を考慮すれば、乾隆四〇年前後の

新城縣の陳氏による一連の義倉設立は、乾隆一七年の泰和縣においてそうであったように、本來的には、「未だ縣に報ずるを經ざる者多く有り」とされる「所在」の有名無名の義倉設立乃至維持の動向の一環としてとらえるべきものであろう。こうした「所在」の義倉、その他同種の倉は、清朝國家の勸奨・指示に直接的に對應して作られるというよりは、下からの文字通り自律的な運動として江西省の他の縣にも存在していたのではないだろうか。

なお、右の五一都桃谿許市街の義積倉、及び十四都檀溪里傅家村の四姓の農民の倉は、設立までの経過においては、鄉紳的存在の介在することのなかった場合であり、この種の倉のもっとも本源的な存在形態さえ豫想させる。しかし、前者は、乾隆四一（一七七六）年、陳守詒に寄付を請い、米二百石の補助を受け、後者は、道光四（一八二四）年、舉人の饒拱辰らに管理運営の方式の行き詰りを訴え、是正の方途の教示を受け、「和濟倉」という名前を與えられ、かつ縣の冊籍への登録を斡旋されることになった。陳氏ら鄉紳の倉の設立が在地の支配層・指導層の媒介を必要としたように、在地における倉の設立・維持にとっても、鄉紳層の媒介は不可欠となっていたのである。

四 太平天国直後の興國縣における義倉の設立

太平天国の彈壓に續く時期、清朝權力の側からするいわゆる同治中興期に、巡撫劉坤一の命令によつて編纂された江西省の地方志の多くは、農村部の社倉、義倉が都市部の常平倉、義倉、社倉などとともに、太平天国軍の攻撃によつて崩壊したと記す。贛州府においても、安遠縣では、「以上の社穀、咸豐六八年の間に於いて、均しく髮逆の竄擾を被り、焚劫されて存する無く、業已に詳報し豁免すること案に在り」とされ、會昌縣でも、「嗣いで各堡の紳耆の聯名して稟報せるに據るに、髮逆屢次境を犯すに遭いてより、社倉は毀されて僅かに基址を餘せり。原儲の穀石、籽粒も存する無し」とされる。興國縣においても「按ずるに社倉の穀石は、前の咸豐年間に、迭次賊の擾せるに因り、焚掠されて一空なり」とされる。贛縣、長寧縣、信豐縣の状況も同様であった。太平天国軍を「髮逆」「賊」と規定する地方志の編者の階級的立

場をも視野に入れると、この時期の社倉乃至社穀貯藏の崩壊をすべて天国軍の攻撃に歸することには疑問があり、事實、贛縣、信豐縣の各城内の義倉^⑤については、貯藏された穀物は清軍及び地主武装軍の兵糧として費消されたのである。しかし、一七世紀の反清あるいは反地主の諸反亂以來、省内においてははじめての激烈な戦闘の過程で、倉庫の破壊や穀物の奪取が、天国軍の側からもなされたことは當然であろう。『清國行政法』が、きわめて概括的に、「咸豐以後、國內ノ動亂ニ遭ヒ、社倉ノ荒廢セルモノ多ク、其ノ存スルモノモ、亦大抵有名無實ニ歸セリ」とするのも根據のないことではなく、この時点で清朝國家の一應維持してきた社倉體制、道光期以後の政策の變化をふまえていうならば、社倉・義倉體制が大きな打撃を受けたことは確認できる。しかし清朝國家自身がその支配の再編を試みる過程で、社倉・義倉再建の試みも行なわれた。贛州府のいくつかの縣ではその跡をはっきりたどることができる。たとえば、長寧縣の光緒刊の『縣志』は、天国軍による縣下一六の社倉の燒却について述べ、續けて同治十二（一八七三）年「知縣康家桐捐を勸む。各廂堡の社倉六十八處、共わけて穀三千零二十四石五斗なり。光緒三（一八七七）年、知縣楊逢春捐を勸む。各廂堡社倉二千三百五十九石五斗、二つ共わけて穀を積むこと五千三百八十四石なり」と記す。この額は、乾隆四六（一七八一）年の同縣の狀況と比べ、社倉數において四倍以上、貯藏穀數において千石を上まわるものである。龍南縣でも、同治一〇（一八七二）年、知縣林瑞徴の勸めにより、六千石餘を貯える義倉がその農村部に設立される。興國縣において同治九（一八七〇）年から行なわれた、知縣崔國榜の働きかけによる義倉の設立も、まずこうした清朝國家による社倉・義倉再建推進の一環としてとらえることができる。

この年二月、署知縣として興國に來任した崔が設立を發起するに至る過程は、彼自身がその編纂を主宰し、かつ執筆も行なった『同治興國縣志』所載の諸資料^⑥によれば、以下のようである。同治九年五月、縣の郷紳たち（邑諸紳）は、署知縣の崔に對し、縣城内の常平倉の貯藏米を出して平糶するよう要請し、同縣下農村部の穀物貯藏の現状からそのことが必須であるとした。すなわち、五月の同縣の米價騰貴の中で、縣下では「郷間公私の倉穀皆空にして、將に〔米は〕市に

絶えんとする勢いで」あった。米價を引き下げ、市場に米を出回らさねばならない。從來から同縣には、現金を縣内に流入させるような、大資本を擁する商業活動がなく、衣、食の生活必需品や冠婚葬祭、及びさまざまな臨時支出をまかなうための現金は、もっぱら收穫した米穀を縣外へ販賣して獲得する以外に他の道はなかった。従って縣内は米不足の様相を呈する。しかも「向きには六郷の社會・義倉有り。相い輔けて行ない、事乃ち濟る。今は社會皆虚耗にして名有るも實無く、義倉も亦た寥々たり」という状況である。従って事態の解決のためにこうした要請をせざるを得ない。郷紳たちの見解はこうであった。崔は要請に對し、常平倉米は飢饉に備えるものであり、その前年の秋には平年並みの收穫があつて本來一定の蓄積が可能であるこの年のような場合には用いるべきでなく、「將來新穀既に登らば、社會義倉の興、尤も宜しく亟やかなるべし」という考えを述べた。郷紳はこの提案に賛成した。崔は、興國縣の土地は肥沃ではないが、生産力水準と人口とはほぼ見あつており、本來米不足はないはずであるという認識に立っていた。崔は、さしあたり、當面の米價騰貴を、郷紳たちの要請どおり、常平倉米の平糶によって抑えるとともに、夏の末頃からの順調な雨量によつてもたらされた同年秋の豐作を機に、贛州府知府と道臺の認可を得て、義倉の設立を行なうに至る。この際崔が社會、義倉の二つの名稱の中から義倉を選択したのは、「興の民但だ義倉の利を知りて社會の利を知らざること久し。誠に之を興すに義倉を以てするを便と爲す」という判斷に立っていたからである。

崔が發起し、郷紳たちが賛意を表して設立されることになった興國縣の新しい義倉の構想は、次のようなものであった。(1)全縣の百八の堡に百八の倉を設ける。(2)倉の穀物の寄付に際しては百石から數石數斗に至るまで多少を問わないが、一倉の貯藏すべき標準量は二、三百石とする。(3)倉の穀物の出納は、社會についての從來の規定と同じく、各堡の董事に委ねて官は關與せず、年度末に點檢して、その結果を上級機關に報告するだけとする。すなわち、一定の地域單位ごとに倉を設け、穀物の集積と出入の管理を一切その構成員に委ねるといふ傳統的な社會についての原則に沿った構想であるが、單位としては堡が改めて選擇された點に、この當初の構想の特徴があつた。この堡は、かつて乾隆八(一七四三)年

湖北巡撫晏斯盛が、「推廣社會之意疏」において保甲の組織を基礎に社會を設立することを提案し、「十家一牌、十牌一甲、十甲一堡の中、一倉を建立せん」と請うた際の堡、すなわち保甲制の單位としての保と同一のものと考えられる。乾隆一六（一七五二）年當時の信豐縣で、賦役賦課の單位であると同時に社會設置の單位とされた堡も、保甲制の保と重なりあう存在であろう。この場合の堡は乾隆四五（一七八〇）年刊『德化縣志』所載の保甲表の保に典型的に見られるように、數個の村莊から成り、人口に應ずる一定數の甲を從えた、清朝國家の人民支配の基礎單位であり、かつ地域單位であると一應みなしてよい。しかし、重要なことは、この場合の堡が保甲制に基礎を置きつつも、ごく近い過去の興國縣においては、太平天国軍との戦闘における鄉村「自衛」組織の基礎單位としての側面をはっきりと擔わされたことであり、またそれを郷紳が指導していたことであつた。崔國榜の下で『興國縣志』の編纂にかかわつた同縣の讀書人鍾音鴻の跋文には左のような一節がある。

咸豐三五年、六七年の間、粵匪猖獗し、三面の鄰邑、其の蹂躪を被むる。該匪疊次來りて縣城を撲ち、並びに東北西郷を擾す。各境の郷民、團を聚め堡を聯ね、自ら資糧を備え、各のおの器械を置き、郷紳之が統率を爲す。……孤城郷堡、虞れ無きを保し得たり。

太平天国軍から舊來の鄉村秩序を防衛するための基礎單位となつた堡が、戦闘の記憶も生まなましい同治期において、新たな義倉設立の事業を興す上でも有効な單位であるとみなされていたのである。又、崔は、義倉新設の構想を立てるについて「各郷の紳者を集めて議させ」、構想の内容について「紳者と約した」と自ら述べているが、この「紳者」は、崔に常平倉米の放出を乞い、義倉の設立に賛同した「邑の諸紳」とほぼ同義であらう。彼らは、太平天国との戦闘で行なつたと同様、郷民を指導し、義倉設立にも重要な役割を演じるものと期待されたと思われる。もとより、崔も指摘することく、義倉設立の事を議するに當り、その困難を言う者や、形勢を觀望して日和見る者も存在したことは見逃すことはできないが、清朝國家がそうであつたと同様に、在地においても太平天国の既制秩序に與えた打撃を回復しようとする支配階級の志向は明らかに存在したと考えられる。自から再三再四「郷に下つて勸諭」し「各村踴躍し、隨いで輸し隨いで繳る」という狀況を作り出したという崔の自贊は、客觀的に見れば國家と郷紳の志向を結ぶ役割を知縣が果たたそうとしていたという

表3 同治9・10 (1870・71) 新設の興國縣義(社)倉數と貯藏穀數

郷名	村落數	義(社)倉[その中の公堂]數	貯藏穀數
大足郷	50	72ヶ所 [18ヶ所]	4990石
寶城郷	55	88 [15ヶ所]	6115
清徳郷	84	103 [27ヶ所]	7822
儒林郷	70	49 [20ヶ所]	3752
太平郷	56	65 [4ヶ所]	6053
衣錦郷	108	28 [1ヶ所]	4333
合計	423	405 [85ヶ所]	33065
城内四隅		11	2415

○『同治興國縣志』卷十・倉儲附による。○村落數は同縣志・卷四・街巷村莊附による。○公堂とは同姓・同房の倉と見られるものをかりに比定したものである。

ことに外ならない。

さて、興國縣で百八の堡に百八の義倉を設立することが、知縣崔國榜と各郷の「紳耆」との間で約されてから一年、同治十(一八七二)年に現出した状況は、崔自身にとって豫想を越えたものであった。「竊かに喜ぶに紳に義に仗る多く、民は皆信従す。百年の樂利を貽し、一載を竟えて告成するは、實に始念の此に及ばざる所の者なり。爰に筆を擧げて其の實を紀すなり。」と、崔は『興國縣志』卷十・倉儲の末尾の按語で書いている。百八の堡で、二百石乃至三百石ずつ、つまり三、

百〇石乃至三、四〇〇石の穀物を寄付によって集積しようという當初の目標は、この按語によれば、わずか一年で「三萬三千〔石〕有奇」とその最高の線で達成され、しかもなお増加しつつあった。そして、重要な問題は、崔はとくにその點が豫想外であったとしてゐるのではないが、倉の設置箇所が百八という堡の數をはるかに上回り、三百ヶ所を越したことである。すなわち、いま一つの按語には、同治十年の時點での集約として、「總計するに穀を儲えること三萬餘石、計るに倉三百餘所、云々」と記され、さらに、續いて載せられた、縣城内四隅及び縣城外六郷の新設の倉の所在地名(乃至倉名等)、ならびにその各々の貯藏穀數の巨大な一覽表では、筆者の獨自な試算によれば、表3のように、縣城外農村部のみで合計四〇五ヶ所、三、〇五石という數値が出るのである。ここには、乾隆三一(一七六七)年の同縣の社倉二ヶ所、七、元三石とは全く次元を異にする規模

表4 同治9・10 (1870・71) 年新設義(社)倉の倉名・貯藏穀數一覽表抜粹

大 足 鄉 新 設 義 倉 71 所			
壩南鍾姓	390石	陳姓 露斯捐錢 800串, 今存穀	310石
壩南劉姓	49石	街頭劉姓	110石
壩南羅姓	38石	壩南朱姓	55石
壩南王姓	56石	菜園村	50石
..... 中 略			
※逕 口	20石	田 西	48石
悠 溪	53石	蕉 溪	22石
隘 前	75石	※黃 金 坪	59石
清 源 坊	28石	※荷 嶺	47石
太 山	63石	嶺 背	72石
※上 龍 村	32石	上 逕	110石
..... 以 下 略			
寶 城 鄉 新 設 社 倉 88 所			
※石 峪	46石	石 宇	41石
蕭何二姓	24石	臘 樹 下	34石
花 橋 坊	6.5石	陳 姓	35石
石 下 坊	21石	※陽村歐陽	546石
..... 中 略			
胡姓老倉	310石	胡惠元堂	105石
胡徵兆堂	20石	胡尊德堂	5石
..... 以 下 略			
清 德 鄉 新 增 社 倉 [103所]			
..... 前 略			
南 門 坪	21石	※車溪永豐倉	93石
※車溪李寶善	40餘石	瑤塘君福倉	35石
牛斗棚元豐倉	17石	※集瑞壩餘慶倉	30石
..... 中 略			

壤 田	20石	塘石堡謝維稱房	160石
謝煥文房	45石	謝時輔房	28石
謝時祥房	51石	謝時綱房	66石
..... 中 略			
※上宅堡四坊	共穀 184石	※程渡堡	119石
※小春堡 韓進春捐穀500石 王躍龍捐穀100石	合衆共 907石	綺岡堡	100石
※殷富堡謝姓	120石	蕉溪	19石
..... 中 略			
龍下堡合龍	44石	團練倉	237石
龍下堡上洛	338石	上藍阮	21石
太寧坊 鍾子賓捐穀	100石	永昌坊	26石
共穀	270石		
..... 以 下 略			
儒 林 鄉 新 增 社 倉	49所		
..... 以 下 略			
太 平 鄉 新 增 社 倉	66所		
..... 前 略			
※寶石堡八甲	蔡旭珍 捐 100石 蔡 元 捐 100石	蔡旭光 捐 100石 合 1200石	
..... 以 下 略			
衣 錦 鄉 新 增 社 倉	28所		
武溪合堡 蕭振綱 捐 100石 合 共 300石		武溪曾姓	147石
小 阮	60石	江背洞八甲	24村 共2000石
※左別逕新墟	共 33石	※源頭堡	66石
洛 園	45石	※官田堡	172石
..... 以 下 略			

○『同治興國縣志』卷十・倉儲附による ○※印は、同縣志・卷四・街巷村莊附に村莊名としても記されているもの。但し、上宅堡などの場合の村莊名は一宅である。

の大きさが見出される。なぜ當初の計畫を上回る大量の倉が新設されたのか。それぞれの倉はどの性格をもっているのか。表3に加え、表4に抜粋した一覽表の記載内容自體を主たる手がかりとして若干の論點を提出しておきたい。(なお、これら新設の倉の一般的呼稱として、以下でも義倉の名を用いるが、『縣志』では、必ずしも義倉に統一しているわけではない。崔國榜は設立の發起の段階では、社倉、義倉兩者の中から、縣民の親近性を念頭において義倉の名を選択し、設立の進行時においても「興國縣改設義倉記」なる一文をものしている。しかし、實際に設立が一應完成した段階で、崔が確認していたはずの一覽表には、表4のように農村部の新倉のうち大足郷のそれのみが「新設義倉」と呼ばれ、他の五郷のそれはいずれも「新增社倉」とされている。またこの一覽表の前にあり、崔が執筆したとみなされる按語には、新設の倉の管理について、「民間經理し、官司稽察するは社倉の向きの章と同じ」として、この面での社倉との共通性にあえて言及している。崔自身は社倉と義倉の性格に本質的な區別を認めなかったであろう。)

第一は、義倉の設置された地域單位の存在形態に關する問題である。城外六郷の義倉の總數四〇五は、表3のように、『縣志』卷四・街巷村莊に記載された六郷の村莊總數四二三にはば見あっている。質的な検討をぬきにして、この總量だけの對比でいえば、同治十(一八七二)年の村莊と義倉との關係は、一九三〇年の「興國調査」における「ほとんどどの村にも一つの義倉がある」という狀況と一定の類似性をもつ。少くとも同治十一年の興國縣では一九三〇年と同様に、廣大な農村の全域にわたって義倉が密度高く設置されていたことはまず確認できよう。だが、こうした村と義倉との關係についての一定の類似性にもかかわらず、『縣志』卷四の村莊名と、卷十の右の一覽表における地名相當の固有名とは必ずしも對應しない。兩者が對應するのは一二〇例である。この點は一つには、衣錦郷を除けば、三一五の村莊に對し三八七ヶ所の義倉があることにも示されるように、義倉の設置が村莊によって不均等であり、複數以上の義倉をもつ村莊がある他方で、全く義倉のない村莊があったことにもよるであろう。又二つには、義倉が、『縣志』の記載する村莊以下のより細分化された地域單位や、同族といった別の次元の單位と結びつく場合のあったことにもかかわりをもつであろう。總括的にいえば、四〇五ヶ所の義倉中、三一八ヶ所は地名相當の固有名をもっていることが確認できるので、多くの義倉が村

莊をはじめとするいくつかのレベルの地縁的な社會關係を基盤に設立されたことは明らかであろう。

第二は、當初の計畫で義倉設立の單位とされた堡と實際に新設された義倉との關係である。表4の清徳郷の箇所「小春堡、韓進春捐穀五百石、王躍龍捐穀一百石、合衆共九百零七石」とあるのが、當初の計畫をそのままに實現した典型であるが、こうした例は、衣錦郷の「官田堡、一七二石」という、より簡潔な表現の場合も含めて一七例、清徳郷の「龍下堡合龍、四四石」のような場合をも含めて二八例であり、全體の七〇程度である。一堡一倉という當初の構想そのものは實現されていない。かりに一〇八堡全部に設置されていたとしても、全體の四分の一強に達するにすぎないから、今回の新設が堡の下に包攝されていた村莊などの地縁的社會關係により多く依據していたことは明らかである。なお、清徳郷にある團練倉は、郷村「自衛」軍事組織と義倉との直接的關連をうかがわせる存在として注目される。

第三は、表4の大足郷の壩南鍾姓、壩南劉姓、壩南羅姓、壩南王姓、清徳郷の塘石堡謝惟稱房、謝煥文房、謝時輔房、謝時祥房、表外だが、澄塘堡同福劉姓倉、王姓倉など、特定の同族、家族の名で表現される義倉が四〇五ヶ所中の八五ヶ所、約三〇%にのぼることである。これらの義倉は、陳弘謀における同族の社倉、陶澍における同族と房の義倉を文字通り體現したものであり、一九三〇年の「興國調査」における公堂とも共通する側面をもつであろう。

第四は、表4の清徳郷の車溪永豐倉、瑤塘君福倉、集瑞壩餘慶倉のように、縁起の良い抽象的な語句を冠した義倉が九例見出される点である。これらの倉名は、永豐倉、豐裕倉、永惠倉などの、新城縣における一連の義倉名と共通するニュアンスをもっており、同治九年、崔らの設立勸奨を受ける以前に設立され、すでにそのような名で呼びならわされてきたものかもしれない。もちろん、單なるアナロジーによって論證に代えることは避けねばならないが、少くとも、その名が一定の歴史のたしかな存在を示している寶城郷の「胡姓老倉」のように、以前から在地に根を張っていた義倉が、四〇五倉の中に含まれていることは確實であらう。

第五は、四〇五の新設義倉の規模乃至貯藏穀數をめぐる問題である。一覽表によれば、これら諸倉の一倉あたりの貯藏

表5 同治9・10 (1870・71) 新設興國縣義(社)倉の貯藏數數による度數分布
(全郷通算)

貯藏數數	9石以下	10石	20石	30石	40石	50石	60石	70石	80石	90石	100石	200石	300石	400石	546石	907石	1200石	2000石
倉數	7倉	50	77	51	44	29	21	18	12	7	60	9	12	4	1	1	1	1
百分比	一・七%	二・三%	一・九%	二・六%	一・〇%	七・二%	五・二%	四・四%	三・〇%	一・七%	一四・八%	二・二%	三	一	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二
○『同治興國縣志』卷十・倉儲附による。																		

穀數は最低五石から最高二千石に及ぶ多様な分布を示す。これを單純に算術平均すると八・六石となるが、表5のように、九石以下は二石きざみ、一〇石以上は二〇石きざみで度數分布をとると、計六倉、一四・八%を占める二〇〇〇〇〇石の部分と、七倉、一・九%を占める二〇〇〇〇〇石の部分という、上下二つのピークが見出される。上のピークの二〇〇〇〇〇石という規模は、たまたま「興國調査」で一村に一ヶ所置かれていたという、同縣第十區の第一、二、三郷の義倉の一村平均所有穀數、二〇〇石(第一郷)、一〇〇石(第二郷)、七石(第三郷)とも見あうものであり、この調査の行われた一九三〇年の尺度で計れば、義倉として恒常的機能果しうるだけの水準に達しているといえよう。他方、下のピークをなす二〇〇〇〇石という規模は、一九三〇年のこの一村基準に照らすとかなり規模は小さい。ところが、實は、二〇〇〇〇石の諸倉をはじめ、二〇〇〇〇石、三〇〇〇〇石、四〇〇〇〇石という規模の小さい倉が、計三三倉、五・八%を占めている。義倉の貯藏穀數には、在地の生産力水準、階級構成、社會的・政治的動向などのさまざまな要素がからみあつて反映する。たとえば同じ村でも、寶城郷の眼村は三石、清德郷の文溪村は六石という不均等があり、姓を名乗る倉にも、太平郷高多「村」の鍾姓の二五石、心田の鍾姓の五石という格差がある。従つてどれだけの規模のものがどのような單位に比定できるかというような、機械的な分析は不可能である。しかし、右に示したような、層厚く分布する多くの小規模の義倉が、當初の構想で一倉の設置單位とされていた堡の下にある、多くの地縁

集團ごとに、乃至は血縁集團ごとに作られていることは、第一、二、三の諸特徴とあわせ考える時、確實である。これらの小規模倉こそ、當時の農村社會を構成している基礎細胞の存在形態を卒直に反映していると考えられる。

第六は、倉の目的、乃至その機能の具體的な内容の問題である。本稿で追求してきた端境期の糧食貸與を、これらの倉が目的としていたとする直接的言及は、『縣志』所載の關係資料にはない。前述したこのたびの義倉設立發起に至る經過は、米價騰貴を抑えるための平糶米の蓄積がこの倉にまず託された目的であつたことを示しており、崔の「邱能激捐贍義田記」にもそれを示唆する部分がある。しかし、先にもふれたように、崔が、少くともこれら新設の義倉の管理運営については「社會の向きの章に従う」と明言し、また設立發起に至る過程での發言において、社・義兩倉の間に本質的區別を認めていなかったことも確認できる。崔が、社會固有の端境期の貸與機能を否定する發言を行なっていないこともまたたしかである。かつての新城縣で在地から創設されていった諸義倉の中に、端境期の貸與と平糶とを兼ねるものが數例存在していたことも考慮に入れる時、同治九—一〇年の興國縣下で新設された諸義倉が、端境期の貸借をもその目的としていく可能性は認められてよい。ただ、この可能性が現實性に轉化し、一九三〇年の興國縣義倉に繼承されている契機は、もはや必ずしも清朝國家の働きかけによるのではなく、在地の農村社會自身の動向にあったと豫測されるのである。

さて、すでにふれたように、米穀の寄付による集積は、知縣崔の目標を上回るものであつたが、一堡一倉、一倉二、三百石という當初の構想はかなりの變容を受けた。たとえば、この構想には、都圖・里甲を倉設置の單位とした、陳弘謀の「社會規條」と同種の考え方が流れていたのであるが、現實に過ぎ上った義倉は、むしろ、戸數の多少を問わず、相互に連絡のある地縁的集團を村と規定し、この意味での村を單位に倉をつくらせようとした、陶澍の「勸設義倉章程」の考え方に近いものになっているといえよう。また、當初の構想にはなかったが、かつて陳・陶とも、附加的な仕方ながら、倉の設立單位とすることを指示していた同族集團の倉が一定の構成的比重を占めていることも注目される。この二點をも含

め、以上數點にわたって言及してきた新設義倉の存在形態は、いずれも、當初の構想が、地縁、血縁集團などの、在地の現實の社會關係のあり方によって規制され、あるいは變容されたことを示している。陳、陶ら清朝國家の官僚の方針のリアリティーのある部分はどこかが、たまたま檢證されることになったともいえる。さらに、ここでは、當初の構想にかかわっていたのが崔だけではなかったことを、ふりかえっておかなければならない。かつて近い過去に堡や團を結集し、「鄉民」を指揮して太平天国軍と戦闘した當地の郷紳が、堡單位の倉の設立というこの構想に關與していたのであった。この構想が右のように變容されたことは、かつて義倉の設立にかかわった新城縣の陳氏の活動がそうであつたように、當地の郷紳の諸活動が、在地の社會關係の基底部における支配・指導層の動向と相互媒介的なものとしてしかありえなかつたことを示している。

むすびに代えて

ここに二つの資料がある。

A 富農が貧農に米を貸し出す場合には、前の年の十一月、十二月に貸したもので、その年の一月、二月、三月に貸したもので、その年の七月のとり入れ時に返済する際には、みな同じように五割の利子を支拂わなくてはならない。……三月に借りて七月に返せばわずかに四ヶ月間である。それなのに、なぜこのように重い利息（現金を借りた場合に比べて三割も重い）を支拂わねばならないのか。そのわけはこうである。冬と春の二季には、米價が非常に高く、秋に比べると二倍にもなる。秋には一石につき一元半のものが、冬と春ではいつも三元もする。だから富農は、米價の格差によって失うだけのものを利息に加えようとするのである。富農が米を賣ろうとはしても貸出そうとはしないのは、たとえ利息を五割に引き上げてみたところで、冬から春にかけて米を賣ったほどにはもうからないからである。貧農が富農から米を借りるためには、相當強い緣故がなければだめである。富農が百石の米をもっているとなれば賣りに出すものが九十石、貸し出すものは十石にも及ばない。

B 富農の行なう米質では……その年の正月一日に一石を貸し出し、十二月三十日に請け出した場合にも三割の利息、五月一日に一石を貸し出し、六月一日に請け出した場合にも三割の利息をとることになる。そのわけはこうである。米質で米を貸し出す時は端境期

であり、米價は非常に高いが、請け出されるのは必ず秋の收穫後であり、米價は非常に安い。だから貸し出した時には二兩以上の價値のあったものが、返済してきた時には一兩にもならない。たとえ、三割の利息をとつても、貧民はなお事實上、富戸の資本に缺損を與えているわけである。もし期間の長短を見こんで利息の額を調整したならば、富戸はどうして事を喜ぼうか。

Aは、一九三二年一月二六日付の序のある毛澤東の「興國調査」、Bは嘉慶九（一八〇四）年に書かれた江西巡撫秦承恩の「勸民間質穀論」である。兩者のよつて立つ階級的立場は全く異なるが、Aにおける富農と貧農の關係と、Bにおける富戸と貧戸の關係とは、A、B二つの資料が、百二十數年餘を隔て、近代と前近代との異なつた規定を受けているにもかかわらず、ほとんど同じである。江西省の農村で、富農乃至富戸が、貧農乃至貧戸に對して行なう現物米穀の貸與が、期間の長短にかかわらず、富農乃至富戸の側の米價の價格差を口實とする高利率（Aの方が二割高いという差異はある）で行なわれている。毛澤東は、Aで、この高利率でも富農が米を貸し出すのに消極的であることを指摘しているが、秦承恩も、同じ資料の全體を通じて、縣城に本據を有する典鋪の金貸しに比べて、農村の富戸の米貸しの不利を縷々述べながら、富戸が進んで米を貸し出すようになるために彼らを保護すべきであることを力説し、結局、毛澤東と同様の認識を示している。

土地所有の不均等と高率の地代搾取、そこから生れる糧食の不足が二つの資料の共通の前提として存在する。米穀の商品化の進展故に顯著となる米價の季節的價格差にもとづくところの富農乃至富戸の貸し出しへの消極性と高利率。その中で一九三〇年の興國縣における義倉と、一八世紀以來の江西省各地における社倉・義倉の存在が必然化される。こうした基礎構造の中で、地代を中心とする私的個別的な諸搾取繼續の條件として、直接生産者農民の再生産維持をはかるための機構を、在地の非郷紳的な支配・指導層、あるいは富農、在地にその土地所有の基礎を置く郷紳層、あるいは地主——すなわち農村における支配階級の構成者たちは、共同して設定し續けなければならなかつたのである。しかし、こうした必然性はあくまで客觀的な過程の中に存在するものである。この種の共同の事業として、一九三〇年の興國縣におけ

る一村一所の義倉體制が形成されていく、もっとも直接的な契機は、太平天国軍の闘争が彼らに與えた衝撃の中に求めることができるであろうか。

註

① 『東洋文化』4。

② 小山正明「アジアの封建制——中國封建制の問題——」『現代歴史學の成果と課題』2「共同体・奴隸制・封建制」

③ 北望社『毛澤東集』第二卷・井岡山期所收。以下本稿ではこのテキストによるが、一九四七年版『毛澤東選集』卷一、解放社『農村調査』にも收められている。

④ 國立北京師範大學刊物之一『師大學刊』第一集。最近では、守本順一郎「朱子の生産論」『東洋政治思想史研究』第三章、柳田節子「鄉村制の展開」『世界歴史』九・中世三、間野潛龍「朱子と王陽明」などに南宋の社會についての言及がある。

⑤ 以上の叙述は、繆楚黃編著『中國共產黨簡要歴史（初稿）』に主としてより、何幹之『中國現代革命史』、毛澤東「小さな火花も廣野を燒きつくす」（『選集』第一卷）によつて補つた。

⑥ この調査會についての敘述は、「興國調査」の前文にあたる部分によつた。

⑦ 「興國調査」については、一九五二年三一書房版の『毛澤東選集』第一卷の中に、一九四九年の解放社版『農村調査』（華中版）による「興國縣の調査」と題した翻譯が收められている。本稿での口語譯にあたっては、毛澤東選集刊行會によるこの譯文に主としてよつているが、筆者の理解や表現によつて改めた

箇所もあり、誤讀があるとすれば筆者の責任である。

⑧ 同書第三章政治、七積穀の項による。

⑨ 天野元之助『支那農業經濟論』中、第七章農村金融による。

なお、天野は一九四二年當時の彼の見解として「此の比較的低率の借糧も、僅かに局部に於いて存在するのみ。」という評價を示している。

⑩ 『清國行政法』第四卷前掲の部分。

⑪ 一八世紀段階の社會・義倉は基本的には農村の倉として機能していたが、一七世紀以來、清朝支配下の中國で、縣城などの都市部で、貧民に生活の資を補給するために、これらの名をもつ倉が置かれていたことは認識しておかねばならない。

⑫ 『清國行政法』の前掲の部分。

⑬ 『光緒大清會典事例』卷一九三・戶部・積儲。

⑭ 『康熙新建縣志』卷六・社會には、「條約」とその前文がもっとも詳細に記録されている。

⑮ 陳弘謀の文集『培遠堂偶存稿』文檄の諸卷によると、乾隆六（一七四一）年江西巡撫に就任して以來、乾隆二四（一七五九）年江蘇巡撫（第一回目）の第三年目を迎えるまで、その巡撫としての任にあつた、江西・陝西・湖北・福建・湖南・江蘇の六省で計十六編にわたる社會に關する規定乃至指示を出してい

る。

⑮ 『培遠堂偶存稿』文徵卷一三。なお、本稿では、古典文、現代文の原資料を原則として引用していない。また書き下し文や忠實な逐語譯を用いていない場合も多い。筆者の構成の拙さから原典の省略を強いられたのが主たる原因であるが、あえて試みた点もないではない。御批判を仰ぎたい。

⑯ 陳が、のち、乾隆一八（一七五三）年四月、福建巡撫の任にあった時に出した「社會條規」（『培遠堂偶存稿』文徵卷三三）に、「社穀分貯各郷、或按里甲、按都圖、擇適中之地、建立社倉」とあることにとづく。

⑰ 『培遠堂偶存稿』文徵卷一四。

⑱ 「再飭清查社穀檄」（乾隆八年十二月）『培遠堂偶存稿』文徵卷一六。

⑲ 「通行社倉事宜疏」前掲。

⑳ 註⑲に同じ。

㉑ 註㉒に同じ。

㉒ 『光緒大清會典事例』卷二九三・戸部・積儲。

㉓ 地方志にもとづく府下各縣ごとの検討結果を提示すべきであるがここでは代表的なものに留めた。

㉔ 卷四・食貨・儲備。

㉕ 『乾隆贛州府志』卷一八・賦役志・倉儲。

㉖ 『道光興國縣志』卷一〇・倉儲附。

㉗ 註㉘に同じ。

㉘ 註㉙に同じ。道光縣志所載の總倉名・倉の規模・貯穀數を附した年次不詳のリストには、全縣で二〇倉、乾隆府志の興國縣

についての記載では二一倉となっているが、同系統の數値と理解される。

㉙ 註㉚に同じ。

㉚ 『同治分宜縣志』卷三・食貨・倉儲。

㉛ 『乾隆南昌府志』卷一三・民賦・倉儲。

㉜ 拙稿「一六一—一八世紀における荒政と地主佃戸關係」『東洋史研究』第二七卷—第四號。

㉝ 註㉞に同じ。

㉞ 卷七・倉儲。

㉟ 道光六（一八二六）、道光二九（一八四九）年間の『南昌縣志』の中、前者については、日本に現存しないが、兩者における社倉數と貯藏穀數については、同治九（一八七〇）年刊の『南昌縣志』卷二・建置志・倉儲の記載によった。

㊱ 『同治南昌府志』

㊲ 註㊳に引用した同治九年刊『南昌縣志』の當該箇所による。

㊳ 『同治贛州府志』卷八・官廩の信豐縣の項。

㊴ 『道光泰和縣志』卷一一・食貨志・儲備。

㊵ 『光緒泰和縣志』卷六・政典・儲備。

㊶ 泰和縣についてのここまでの敘述は、註㊴の道光志にもとづき、以下は註㊴の光緒志による。

㊷ 卷三・食貨・倉儲。

㊸ 『皇朝經世文編』卷四十・戸政・倉儲。

㊹ 『光緒大清會典事例』卷一九三・戸部・積儲。

㊺ 註㊻に同じ。この『事例』卷一九三・戸部・積儲では、實際は、社倉積儲の項、義倉積儲の項をそれぞれ獨立させて扱って

いる。

④7 『同治新城縣志』卷一〇・人物志・理學。

④8 同上・人物志・孝友。

④9 その具體的な存在形態は不詳であるが、『同治新城縣志』卷三・倉儲の「大濟倉・永濟倉・妙濟倉」についての蔣士銓なる人物の「記」に、「罄讀約堂陳君所爲各鄉義倉記、云々」とある。

⑤0 『同治新城縣志』卷三・倉儲所載の各編の文章、同縣志卷十・人物志の理學、宦業、孝友にある一族の傳にもとづく。

⑤1 以下、本章では特に註記しない限り、同縣志・卷三・倉儲によって論述する。

⑤2 同縣志・卷十・人物志・儒林。

⑤3 同縣志・卷一・地理志・鄉都には、五十數都の各々について、その領域内にある「村」の固有名があげられている。

⑤4 鍾賢社倉、桃溪許市街義積倉、和濟倉はいずれも端境期の糧食貸與を目的としている。

⑤5 『同治興國縣志』卷末の邑人鍾音鴻の跋。

⑤6 『同治安遠縣志』卷三・三・倉儲。

⑤7 『同治會昌縣志』卷八・公署。

⑤8 『同治興國縣志』卷一〇・倉儲附。

⑤9 『同治贛州府志』卷九・官廩。

⑥0 『光緒長寧縣志』卷八・田賦志・積儲。

⑥1 註⑤9に同じ。

⑥2 『清國行政法』第四卷・第十一章救恤・第二項・救恤營造物。

⑥3 註⑥2に同じ。

⑥4 『同治興國縣志』卷一〇・倉儲附のうち、同治十(一八七二)年に書かれたと判斷できる部分の「按ずるに云々」とある二つの文章は、その内容からすると崔國榜自身の執筆になり、新しい義倉設立が一應の完成を見た後に書かれている。また、卷四一・藝文所收の崔の二つの文章「興國縣改設義倉記」、「邱能澈捐贍義田記」は設立の進行中に執筆されている。以下しばらくは後二者による。

⑥5 晏斯盛「推廣社倉之意疏」(乾隆八年)、『皇朝經世文編』卷四十・戶政・倉儲下。

⑥6 第二章第一節參照。

⑥7 『乾隆德化縣志』卷二・地理・德化縣保甲表。

⑥8 註⑥7に同じ。

⑥9 以下は、註⑥4に示した崔執筆の文章中の前二者、及びこの二者にはさまれて記載され、表4にその一部を示した、新設義倉の一覽表によって論述する。

⑦0 『皇朝經世文編』卷四十・戶政・倉儲下。

補1 註⑥5の陳弘謀の手になる各省の社倉に關する規定や指示。

補2 清朝國家の社倉政策において米穀貸與の對象とされたのは、註⑥5の諸規定や指示によれば、原理的には、自らの經營をもって直接耕作勞働に従事し、生産と生活に困難を來している農民であり、自小作の別にはかわりない。

A Survey of Community Granaries 社倉 and Charitable Granaries 義倉 in Jiang-xi 江西 villages from the Eighteenth to the Twentieth Century

Masao Mori

Mao Zedong 毛澤東, in his 1930 investigation of Xing-guo County 興國縣 in Jiang-xi 江西, found that in every village there had been established a system of lending foodgrain to the poor peasants during the annual preharvest periods. The author of this article inquires into the nature of the institutions involved in this system, which were known as community granaries 社倉 and charitable granaries 義倉, in the context of eighteenth to twentieth century Jiang-xi. In the author's view, through a study of these institutions it is possible to clarify certain features of the structure of reproduction in pre-modern Chinese villages and of closely connected ways in which the ruling class dominated the peasants who were the direct producers.

The Qing 清 state, especially from the eighteenth century, adopted a policy of actively promoting the establishment of institutions of this sort. On the other hand, within village society during the same period, there are examples of the same kind of institutions being set up independently by the villages quite apart from the granaries created by government policy. In Xing-guo County just after the suppression of the revolutionary movement of the Tai-ping tian-guo 太平天國, over 400 charitable granaries were set up in the most fundamental groups and units of rural society. It is probable that the charitable granaries operating as foodgrain-lending institutions in the villages of the same county in 1930 were the descendents of the charitable granaries set up at this time. In the 1830's the Qing government was constructing these granaries rather for the purpose of creating stockpiles in case of a poor harvest than in order to lend grain in the preharvest period, but on account of inequalities in land distribution and the prevalence of private grain-

lending at high interest rates, and of the continuing regime of the rural ruling class, the role of the granaries as lenders of grain in the preharvest period was inevitable.